

質問箇所	質問内容	回 答
<p>入札説明書 7 その他 (2)契約保証金</p>	<p>契約保証金について</p> <p>1 契約期間である 36 カ月分の契約金の 100 分の 10 以上に相当する金額又は担保が発生すると考えてよいか。</p> <p>2 札幌市契約規則第 24 条（5）では履行後速やかに契約者に返還とあるが、返還は契約終了の 36 カ月後と考えてよいか。</p> <p>3 契約保証金が返還されない場合の具体的な例示はどのようなものであるか。</p>	<p>1 札幌市契約規則第 24 条第 2 項の規定に基づき、契約期間である 36 か月分の契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額又は担保が発生します。</p> <p>2 当該契約においては、原則 36 か月間の履行期間後に返還となりますが、履行の進ちよく状況等によって、市が必要と認める場合は中途において全部又は一部を返還することもあります。</p> <p>3 契約保証金が返還されない場合の例示として、札幌市契約規則第 34 条第 1 項の規定又は市との契約の相手方の責めに帰する事由により契約を解除した場合があります。</p> <p>【参考】 札幌市会計規則（抄） 第 24 条 契約者は、契約の締結に際し、その履行を保証するために契約保証金を別に定める納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 契約保証金の額は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。次項において同じ。）の 100 分の 10 以上の額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、長期継続契約に係る契約保証金の額は、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上の額とする。</p> <p>4 第 1 項の規定による契約保証金の納付は、別に定めるところにより、国債、地方債その他の市長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。</p> <p>5 契約保証金（前項の規定により契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、契約の履行後速やかに契約者に返還する。ただし、市長は、履行の進ちよく状況等により必要があると認めるときは、中途においてその全部又は一部を返還することができる。</p>

第 25 条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 50 万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

第 34 条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定により一般競争入札に参加ができなくなったとき。
- (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又はこの規則に違反する行為をしたとき。
- (4) 契約者が次のいずれかに該当するとき。

ア 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当すると認められるとき。

イ 相手方が暴力団員等であることを知りながら、再委託契約、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の本市と締結している契約に関連する契約（ウにおいて「関連契約」という。）を締結したと認められるとき。

ウ 暴力団員等と関連契約を締結していた場合（イに該当する場合を除く。）に、市長がその関連

		<p>契約の解除を求めたにもかかわらず、契約者がこれに応じなかったとき。</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合のほか、契約の履行に当たり、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよう市長が必要な措置を講じることを求めたにもかかわらず、正当な理由がなく、契約者がこれに応じなかったとき。</p> <p>(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。</p> <p>2 市長は、長期継続契約にあつては、前項各号に規定する場合のほか、当該契約に係る歳出予算の削除又は減額があつたときにおいても、当該契約を解除することができる。</p> <p>3 第1項の規定により又は契約者の責めに帰する事由により契約を解除したときは、その契約保証金は、市に帰属するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合に限り、契約保証金の帰属について別の約定をすることができる。</p>
--	--	--